

# 大分県報

令和五年  
十二月二十八日  
号外（二〇）

（木曜日）

## 目次

### 規則

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………

### 教育委員会規則

学校職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正……………

### 病院局管理規程

大分県病院局職員就業規程の一部改正……………

## ○規則

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十三号

### 職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十九の項を次のように改める。

十九 職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。

イ 配偶者、父母、子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第

三号の規定により委託されている児童（第九条第一項に規定する児童を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかつたこれらの者の世話を行うことをいう。）を行う場合

ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合

一の年において五日（義務教育終了前の子が二人以上いる場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

### 附則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

## ○教育委員会規則

学校職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十八日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十三号

### 学校職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

学校職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十三年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の十の項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同表の二十二の項を次のように改める。

二十一 職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。

一の年において五日（義務教育終了前の子が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要

イ 配偶者、父母、子（配偶者の子及び  
児童福祉法第六条の四第一号に規定す  
る養育里親又は同条第三号に掲げる者  
である職員に同法第二十七条第一項第  
三号の規定により委託されている児  
童（第七条第一項に規定する児童を除  
く。）を含む。以下この項において同  
じ。）  
（祖父母、孫及び配偶者の父母  
の看護（負傷し、又は疾病にかかつ  
たこれらの者の世話をを行うこととい  
う。）を行う場合）

ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第  
十二条若しくは第十三条に規定する健  
康診査、学校保健安全法（昭和三十三年  
法律第五十六号）第十一条に規定す  
る健康診断若しくは予防接種の付添い  
又は感染症の予防のための学校等の臨  
時休業により自宅待機するその子の世  
話をを行う場合

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

附則

○病院局管理規程

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第十号

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）の一部を次のよ  
うに改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第二十一条中「大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県  
条例第二十三号）」を「給与条例」に、「大分県病院局職員の給与に関する規程」を「給与  
規程」に改める。

別表第二の十九の項を次のように改める。

十九 職員が次のいずれかに該当する場合  
であつて、勤務しないことが相当である  
と認められるとき。

イ 配偶者、父母、子（配偶者の子及び  
児童福祉法第六条の四第一号に規定す  
る養育里親又は同条第三号に掲げる者  
である職員に同法第二十七条第一項第  
三号の規定により委託されている児童  
（同法第六条の四第一号に規定する養  
育里親である職員（児童の親その他の  
同法第二十七条第四項に規定する者の  
意に反するため、同項の規定により、  
同法第六条の四第二号に規定する養子  
縁組里親として当該児童を委託するこ  
とができない職員に限る。）に同法第  
二十七条第一項第三号の規定により委  
託されている児童を除く。）を含む。  
以下この項において同じ。）  
（祖父母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷  
し、又は疾病にかかったこれらの者の  
世話をを行うことを行う場合）

一の年において五日（義務教育終了前  
の子が二人以上の場合にあつては、十  
日）を超えない範囲内でその都度必要  
と認める日又は時間

ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第  
十二条若しくは第十三条に規定する健  
康診査、学校保健安全法（昭和三十三年  
法律第五十六号）第十一条に規定す  
る健康診断若しくは予防接種の付添い  
又は感染症の予防のための学校等の臨  
時休業により自宅待機するその子の世  
話をを行う場合

附則

この規程は、令和六年一月一日から施行する。